

普通株式

1	発行者	三菱 UFJ 信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ 信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	17,810 億円
	単体自己資本比率	17,021 億円
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	—
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	永久劣後債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	当社普通株式は全て三菱UFJフィナンシャル・グループが所有しております。

非支配株主持分

1	発行者	日本マスタートラスト信託銀行 三菱UFJ国際投信 他
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法 他
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 他
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 他
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	普通株式 等
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	275億円（注1）
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	—
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

（次ページへ続く）

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	優先株式 他
36	非充足資本要件の有無	一部を除き、無（注2）
37	非充足資本要件の内容	—（注2）
38	その他の特約等	特記事項なし

（注1） Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. の発行する外貨建優先株式（Class B 優先株式）1百万米ドルを含む。

（注2）（注1）記載の優先株式のみ、以下の通り

非充足資本要件の有無：有

非充足資本要件の内容：実質破綻認定時損失吸収条項

本ファイルでは、当社が親会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下「MUFG」）より借入を行った永久劣後ローンに関する契約内容を記載しております。

なお、本永久劣後ローン（任意弁済条項有、元本回復特約有）には、本ファイル末尾の『MUFG との永久劣後ローン契約条項概要』（元本回復特約有）と同旨の特約が、MUFG との間で締結した金銭消費貸借契約に定められておりますので、あわせてご参照下さい。

MUFG からの永久劣後ローン（任意弁済条項有、元本回復特約有）

1	発行者	三菱 UFJ 信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ 信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱 UFJ フィナンシャル・グループからの永久劣後ローン借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	950 億円
	単体自己資本比率	950 億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	950 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額弁済可能。(ただし、債務免除特約および元本回復特約に従う。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回弁済可能日以降に到来するいずれかの利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率(同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	固定金利部分 : 1.60% 変動金利部分 : 6 ヶ月ユーロ円 LIBOR+1.53%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・借入人が報告または公表する連結普通株式等 Tier1 比率または単体普通株式等 Tier1 比率が 5.125% を下回った場合 ・①内閣総理大臣が、借入人について、第二号措置または第三号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合および②内閣総理大臣が、借入人について、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合 ・借入人につき破産手続開始の決定等がなされた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	有
34	その概要	元本回復事由が生じた場合、借入人が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務（本永久劣後ローンおよび本永久劣後ローンと実質的に同順位の劣後債務を除く。）
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「利息」、「劣後特約」、「債務免除特約」、「元本回復特約」、「無担保契約」および「期限の利益喪失の禁止」：本ファイル末尾の『MUFG との永久劣後ローン契約条項概要』（元本回復特約有）をご参照下さい。

『MUFG との永久劣後ローン契約条項概要』（元本回復特約有）

（注記：以下において、**借入人**とは金銭消費貸借契約書上の債務者たる当社を、**貸付人**とは同契約書上の債権者たる三菱UFJ フィナンシャル・グループをいいます。）

（利息）

- （5） 本条の他の規定にかかわらず、**借入人**は、本契約に基づく貸付の利息の支払を行わないことが必要であると**その完全な裁量により判断する場合には**、各利息支払期日において、当該利息支払期日に支払うべき本契約に基づく当該貸付の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。
- （6） 本条の他の規定にかかわらず、**借入人**が各利息支払期日に支払うべき本契約に基づく貸付の利息の金額は、**利払可能額を限度とするものとし（かかる制限を以下、「利払可能額制限」という。）**、**借入人**は、当該利息支払期日に支払うべき本契約に基づく当該貸付の利息のうち当該利払可能額を超える金額について、本契約に基づく当該貸付の利息の支払を行わない。
- （7） 前二項に基づき利息支払期日に支払われなかった本契約に基づく貸付の利息は繰り延べられず、当該利息支払期日において、**借入人**の本契約に基づく当該貸付の当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅するものとする。
- （8） **借入人**は、本条第5項または第6項に基づき利息支払期日に支払うべき本契約に基づく貸付の利息の全部または一部の支払を行わない場合、第5項の場合については**借入人**が支払を行わないこととした本契約に基づく当該貸付の利息の金額、第6項の場合については**利払可能額制限が生じた旨および利払可能額、当該利息支払期日ならびに借入人が第5項または第6項に従い当該利息支払期日において本契約に基づく当該貸付の利息の全部または一部の支払を行わず、その支払義務の効力は将来に向かって消滅することを、すみやかに貸付人に通知する。**
- （9） 本契約に反する支払
本条に基づき利息支払期日に支払を行わないものとされた本契約に基づく貸付の利息の全部または一部が**貸付人**に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、**貸付人**はその受領した利息を直ちに**借入人**に対して返還するものとする。
- （10） 相殺禁止
本条に基づき利息支払期日に支払を行わないものとされた本契約に基づく貸付の利息の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- （11） 本契約に基づく貸付の利息の支払については、本条のほか、本契約に定める任意弁済、弁済の条件および劣後特約、債務免除特約ならびに元本回復特約の規定に従う。

（弁済の条件および劣後特約）

- （1） **借入人**は、清算事由が生じ、かつ継続している場合、本条、債務免除特約および元本回復特約の規定に従い、本契約に基づく貸付の元利金（ただし、清算事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本条において同じ。）を支払うものとする。この場合において、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとし、本契約に基づく貸付の元利金の支払は、当該貸付の元利金に係る債権に関する清算時支払可能額を限度として行われるものとする。

（停止条件）

当該清算事由に係る清算手続において、会社法の規定に従って、**借入人**の株主に残余財産を分配する前までに弁済その他の方法で満足を受けべき全ての優先債権（(i)本契約に基づく全ての貸付の元利金に係る債権および(ii)本契約に基づく全ての貸付に係る元利金に係る債権と清算手続における弁済順位について実質的に同じ条件の債権またはこれに劣後する条件の債権を除く、全ての債権（期限付劣後債務に係る債権、その他自己資本比率規制に基づき**借入人**の Tier2 資本に係る基礎項目として扱われる劣後債務（自己資本比率規制における適格旧 Tier2 資本調達手段に該当するものを含む。）に係る債権を含む。）をいう。）が、その全額につき弁済その他の方法で満足を受けたこと。

- (2) 優先債権者に対する不利益変更の制限
本契約の各条項は、いかなる意味においても優先債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。
- (3) 優先債権者
本条において優先債権者とは、借入人に対し、優先債権を有する全ての者をいう。
- (4) 本契約に反する支払
本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力が、本条第1項に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が貸付人に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、貸付人はその受領した元利金を直ちに借入人に対して返還するものとする。
- (5) 相殺禁止
本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力が、本条第1項に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (6) 借入人の清算手続における本契約に基づく貸付の元利金に係る債務の支払は、本契約に基づく借入人の債務を含む借入人の全ての債務を弁済した後でなければ残余財産を借入人の株主に分配することができないことを定める会社法第502条に従って行われるものとする。

(債務免除特約)

- (1) 借入人について債務免除事由が生じた場合、本契約の他の規定にかかわらず、以下の規定に従い、借入人は本契約に基づく貸付の元利金の全部または一部の支払義務を免除されるものとする。
- ① 損失吸収事由の場合
借入人について損失吸収事由が生じた場合、当該損失吸収事由が生じた時点から債務免除日までの期間中、本契約に基づく貸付の元本（当該損失吸収事由が生じた時点以前における損失吸収事由の発生により、当該時点において本号に基づき免除されている支払義務に係る金額（元本回復特約に基づき当該免除の効力が消滅している支払義務に係る金額を除く。）を除く。以下本号において同じ。）のうち当該貸付に係る所要損失吸収額に相当する金額および本契約に基づく当該貸付の利息のうち当該金額の元本に応じた利息について、本契約に基づく当該貸付の元利金（ただし、損失吸収事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本号において同じ。）の支払請求権の効力は停止し、本契約に基づく当該貸付の元利金の弁済期日は到来しないものとし、債務免除日において、借入人は、本契約に基づく当該貸付の元本のうち当該貸付に係る所要損失吸収額に相当する金額および本契約に基づく当該貸付の利息のうち当該金額の元本に応じた利息について、本契約に基づく当該貸付の元利金の支払義務を免除されるものとする。なお、損失吸収事由が生じる毎に、本号に基づき本契約に基づく貸付の元利金の支払義務は免除されるものとする。
- ② 実質破綻事由の場合
借入人について実質破綻事由が生じた場合、債務免除日において、借入人は本契約に基づく全ての貸付の元利金（ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。）の支払義務を免除されるものとする。
- ③ 倒産手続開始事由の場合
借入人について倒産手続開始事由が生じた場合、倒産手続開始事由が生じた時点において、借入人は本契約に基づく全ての貸付の元利金（ただし、倒産手続開始事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。）の支払義務を免除されるものとする。
- (2) 債務免除事由が生じた場合、借入人はその旨（本条第1項第1号の場合においては、本契約に基づく貸付に係る所要損失吸収額、債務免除日および当該債務免除日後の当該貸付に係る免除後元本額を含む。）、および借入人が本条に従い本契約に基づく貸付の元利金（ただし、損失吸収事由、実質破綻事由または倒産手続開始事由が生じた日までに弁済期限が

到来したものを除く。以下本条において同じ。)の全部または一部の支払義務を免除されたこと、または免除されることを、すみやかに「貸付人」に通知する。

- (3) 本契約に反する支払
債務免除事由が生じた後、本契約に基づく貸付の元利金(本条第1項第1号の場合においては、同号に基づき免除された支払義務に係る本契約に基づく貸付の元利金部分に限る。)の全部または一部が「貸付人」に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、「貸付人」はその受領した元利金を直ちに「借入人」に対して返還するものとする。
- (4) 相殺禁止
債務免除事由が生じた場合、本契約に基づく貸付の元利金(本条第1項第1号の場合においては、同号に基づき免除された支払義務に係る本契約に基づく貸付の元利金部分に限る。)の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(元本回復特約)

- (1) 損失吸収事由の発生により債務免除特約第1項第1号に基づき本契約に基づく貸付の元本の全部または一部の支払義務が免除され、かつ、当該免除の効力がその全部または一部について消滅していない場合において、元本回復事由が発生した場合、銀行法その他適用ある法令および自己資本比率規制に従い、元本回復事由が発生した日において債務免除特約第1項第1号に基づき支払義務を免除されている本契約に基づく当該貸付の元本の額(当該元本回復事由の発生した日において、本条に基づき当該免除の効力が消滅している支払義務に係る金額を除く。以下本項において同じ。)のうち、元本回復額に相当する金額について、元本回復日に、本契約に基づく当該貸付の元本の支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅するものとする。なお、元本回復事由が生じる毎に、本項に基づき本契約に基づく貸付の元本の支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、元本弁済期日後、および実質破綻事由または倒産手続開始事由が発生した後は、元本回復事由は生じないものとする。
- (3) 元本回復事由が発生した場合、「借入人」はその旨、本契約に基づく貸付に係る元本回復額、元本回復日、元本回復日後の当該貸付に係る免除後元本額、および「借入人」が本条に基づき本契約に基づく貸付の元本の全部または一部の支払義務の免除の効力がその全部または一部について将来に向かって失われることを、当該元本回復日の10営業日前までに「貸付人」に通知する。

(無担保契約)

本債務は、無担保とし、本契約締結日以降においても、形態の如何にかかわらず、本債務の弁済を担保するための担保権を設定することはできない。

(期限の利益喪失の禁止)

「貸付人」は本契約に基づく貸付の元利金の支払につき、「借入人」の期限の利益を喪失させることはできない。

本ファイルでは、当社の100%出資子会社でケイマン諸島に設立された以下の海外特別目的会社が発行した優先出資証券について記載しております。対象となる海外特別目的会社は以下のとおりです。

- ・MUTB Preferred Capital Limited

なお、当該海外特別目的会社発行の優先出資証券には、本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』と同義の特約が定められておりますので、あわせてご参照下さい。

以下に掲載する各明細の項目番号8「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」の数値は、平成24年3月30日公布金融庁告示第28号（「銀行法第14条の2に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件」）の附則第3条に定める経過措置による算入制限を反映しておりません。同経過措置については、ウェブページに別添の『「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記』をご参照下さい。

MUTB Preferred Capital Limited

1	発行者	MUTB Preferred Capital Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	非累積型・固定／変動配当 優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,000億円
	単体自己資本比率	1,000億円
9	額面総額	発行総額：1,000億円 1口当たり発行価額：1,000万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2008年9月2日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日： 2019年1月の配当支払日 償還金額：1口につき、1,000万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由（資本適格事由）／特別事由の場合、当局の事前承認を得た上で、元本全額償還可。 （なお、償還の原因となる事由によっては、元本に加え、優先出資証券の内容にしたがった追加金額の支払いがなされる場合がある。）
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2019年7月以降の配当支払日

(次ページへ続く)

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	固定配当部分：3.60% 変動配当部分： 6ヵ月円LIBOR+2.93%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務 (なお、期限付劣後債務とバーゼルⅡ適格の永久劣後債務が並存する場合には、当該永久劣後債務が本項における最も劣後的内容を有する資本調達手段となる。)
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	・配当に係る完全裁量の具備 ・実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	配当支払及び残余財産分配請求権についての主たる特約等： 本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』をご参照下さい。

『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』

<p>配当支払の内容</p>	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、初回償還可能日である配当支払日の次回以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。</p> <p>強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由^(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。</p> <p>任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。</p> <p>配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。</p> <p>分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>
<p>残余財産分配請求権</p>	<p>優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する。なお、1口当たりの残余財産分配請求優先額は1口当たり発行価額と同額である。</p>

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の各種の自己資本比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

本ファイルでは、当社が発行した国内公募劣後債について記載しております。対象となる国内公募劣後債は、掲載順に以下のとおりです。

- ・ 第六回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第七回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第八回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第九回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第十回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第十一回無担保社債（劣後特約付）

これらのうち、第十回債・第十一回債は主として個人投資家の皆さま向けに発行したものです。それ以外の回号のものは、主として機関投資家の皆さま向けに発行したものです。

なお、当社発行の全ての劣後債には、本ファイル末尾の『社債要項概要』と同義の特約が社債要項に定められておりますので、あわせてご参照下さい。

以下に掲載する各明細の項目番号8「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」の数値は、平成24年3月30日公布金融庁告示第28号（「銀行法第14条の2に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件」）の附則第3条に定める経過措置による算入制限を反映しておりません。同経過措置については、ウェブページに別添の『「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記』をご参照下さい。

第六回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱UFJ信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP389880AA32
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	第六回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	175億円
	単体自己資本比率	175億円
9	額面総額	発行総額：300億円 1券面当たりの発行価額：1億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2010年3月2日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2020年3月2日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1.90%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』をご参照下さい。

第七回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱UFJ信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP389880AA65
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	第七回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	191億円
	単体自己資本比率	191億円
9	額面総額	発行総額：300億円 1券面当たりの発行価額：1億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2010年6月8日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2020年6月8日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1.59%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第八回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱UFJ信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP389880AAA0
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	第八回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	発行総額 : 200億円 1券面当たりの発行価額 : 1億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2010年10月28日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025年10月28日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1.92%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第九回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱UFJ信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP389880AB49
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	第九回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	244億円
	単体自己資本比率	244億円
9	額面総額	発行総額 : 300億円 1券面当たりの発行価額 : 1億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011年4月28日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2021年4月28日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1.68%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第十回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱UFJ信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP389880ABB6
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	第十回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	369億円
	単体自己資本比率	369億円
9	額面総額	発行総額：400億円 1券面当たりの発行価額：100万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011年11月11日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2021年11月11日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1.52%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第十一回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱UFJ信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP389880BC62
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	第十一回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	800億円
	単体自己資本比率	800億円
9	額面総額	発行総額：800億円 1券面当たりの発行価額：100万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年6月27日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2022年6月27日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1.36%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

『社債要項概要』

○ 担保および保証の有無

本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。

○ 財務上の特約

本社債には、財務上の特約は付されていない。

○ 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債の社債権者は、本社債の元利金の支払につき、期限の利益を喪失させることはできない。
- (2) 本社債の社債権者集会では、会社法第 739 条に定める決議を行うことができない。

○ 劣後特約

(1) 破産の場合

本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された配当に加うべき債権のうち、本社債にもとづく債権および本項第 1 号ないし第 4 号と実質的に同じ条件を付された債権（ただし、本項第 3 号を除き本項と同一の条件を付された債権を含む。）または本項第 1 号ないし第 4 号に実質的に劣後する条件を付された債権（当社に対する永久劣後債権で、同債権において規定する劣後事由が生じている債権を含む。）を除くすべての債権が、各中間配当、最後の配当および追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

(2) 会社更生の場合

本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債にもとづく債権および本項第 1 号ないし第 4 号と実質的に同じ条件を付された債権（ただし、本項第 3 号を除き本項と同一の条件を付された債権を含む。）または本項第 1 号ないし第 4 号に実質的に劣後する条件を付された債権（当社に対する永久劣後債権で、同債権において規定する劣後事由が生じている債権を含む。）を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(3) 民事再生の場合

本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。

(停止条件)

当社について民事再生計画認可の決定が確定したときにおける民事再生計画に記載された債権のうち、本社債にもとづく債権および本項第 1 号ないし第 4 号と実質的に同じ条件を付された債権（ただし、本項第 3 号を除き本項と同一の条件を付された債権を含む。）または本項第 1 号ないし第 4 号に実質的に劣後する条件を付された債権（当社に対する永久劣後債権で、同債権において規定する劣後事由が生じている債権を含む。）を除くすべての債権が、その確定した債

権額について全額の弁済を受けたこと。

(4) 日本法以外による倒産手続の場合

当社について日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本項第1号ないし第3号に準じて行われる場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本項第1号ないし第3号に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生するものとする。

(5) 上位債権者に対する不利益変更の制限

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(6) 上位債権者

本項において上位債権者とは、当社に対し、本社債および本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権（ただし、本項第3号を除き本項と同一の条件を付された債権を含む。）または本項第1号ないし第4号に実質的に劣後する条件を付された債権（当社に対する永久劣後債権で、同債権において規定する劣後事由が生じている債権を含む。）を除く債権を有するすべての者をいう。

(7) 本要項に反する支払

本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本項第1号ないし第4号に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に対して返還するものとする。

(8) 相殺禁止

本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本項第1号ないし第4号に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債にもとづく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(9) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債にもとづく元本および利息の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

本ファイルでは、当社が発行した劣後債に関する契約内容を、取引種類毎にまとめて記載しております。対象となる劣後債は以下のとおりです。

- ・ 期限付劣後債（任意期限前償還条項無）のうち、固定利付のもの

なお、当該劣後債はユーロ MTN プログラムから発行されております。社債要項に相当する契約条項はこの MTN プログラムに定められておりますので、ウェブページ上に別添の「当社ユーロ MTN プログラムの目論見書（Prospectus）」（2011 年 12 月 16 日改訂版）についてもあわせてご参照下さい。

以下に掲載する各明細の項目番号 8 「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」の数値は、平成 24 年 3 月 30 日公布金融庁告示第 28 号（「銀行法第 14 条の 2 に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件」）の附則第 3 条に定める経過措置による算入制限を反映しておりません。同経過措置については、ウェブページに別添の『「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記』をご参照下さい。

期限付劣後債（任意期限前償還条項無）のうち、固定利付のもの

1	発行者	三菱UFJ信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	ユーロMTNプログラムからの劣後債発行
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	100億円
	単体自己資本比率	100億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	特別早期償還特約のみ有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由の場合(※)、当局の事前承認を得た上で元本全額弁済 (※)⇒欄外の注釈ご参照
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—

(次ページへ続く)

(※) 税務事由とは、「社債発行後の税制変更により、自己の支配の及ばない理由で、源泉徴収、控除等によりグロスアップのための追加金額の支払いが必要となったとき」をいいます。

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	2.61%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： ウェブページに別添の「当社ユーロMTNプログラムの目論見書(Prospectus)」(2011年12月16日改訂版)の社債要項(Terms and Conditions of the Notes)をご参照下さい。

本ファイルでは、当社が(1)親会社である三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（以下「MUFJ」）より借入を行った劣後ローン、および(2)機関投資家より借入を行った劣後ローンに関する契約内容を、取引種類毎にまとめて記載しております。対象となる劣後ローンは、掲載順に以下のとおりです。

(1) MUFJ より借入を行った劣後ローン

- ・ MUFJ からの期限付劣後ローン（期限前弁済条項有）
- ・ MUFJ からの期限付劣後ローン（任意期限前弁済条項無）

なお、これらの劣後ローンには、本ファイル末尾の『MUFJ との劣後ローン契約条項概要』と同旨の特約が、MUFJ との間で締結した金銭消費貸借契約に定められておりますので、あわせてご参照下さい。

(2) 機関投資家より借入を行った劣後ローン

- ・ 期限付劣後ローン（期限前弁済条項無）

なお、当社借入の劣後ローンには、本ファイル末尾の『期限付劣後ローン契約条項概要』と同義の特約が、貸出人との間で締結した金銭消費貸借契約に定められておりますので、あわせてご参照下さい。

以下に掲載する各明細の項目番号8「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」の数値は、平成24年3月30日公布金融庁告示第28号（「銀行法第14条の2に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件」）の附則第3条に定める経過措置による算入制限を反映しておりません。同経過措置については、ウェブページに別添の『「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記』をご参照下さい。

MUFG からの期限付劣後ローン（期限前弁済条項有）

1	発行者	三菱 UFJ 信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ 信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱 UFJ フィナンシャル・グループからの劣後ローン借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	660 億円
	単体自己資本比率	660 億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	660 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額弁済可能。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回弁済可能日の一回のみ
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	0.42%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	①内閣総理大臣が、借入人について、第二号措置または第三号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合および②内閣総理大臣が、借入人について、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「実質破綻時債務免除特約」、「無担保契約」および「期限の利益喪失の禁止」： 本ファイル末尾の『MUFGとの劣後ローン契約条項概要』をご参照下さい。

MUFG からの期限付劣後ローン（任意期限前弁済条項無）

1	発行者	三菱 UFJ 信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ 信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱 UFJ フィナンシャル・グループからの劣後ローン借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	160 億円
	単体自己資本比率	160 億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	160 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	特別早期償還特約のみ有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額弁済可能。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	0.65%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	①内閣総理大臣が、借入人について、第二号措置または第三号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合および②内閣総理大臣が、借入人について、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「実質破綻時債務免除特約」、「無担保契約」および「期限の利益喪失の禁止」： 本ファイル末尾の『MUFGとの劣後ローン契約条項概要』をご参照下さい。

期限付劣後ローン（期限前弁済条項無）

1	発行者	三菱UFJ信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	機関投資家との相対取引による 劣後ローン借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	206億円
	単体自己資本比率	206億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	595億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	2.95%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「無担保契約」及び「期限の利益喪失の禁止」： 本ファイル末尾の『期限付劣後ローン契約条項概要』をご参照下さい。

『MUFG との劣後ローン契約条項概要』

(注記：以下において、**借入人**とは金銭消費貸借契約書上の債務者たる当社を、**貸付人**とは同契約書上の債権者たる三菱UFJ フィナンシャル・グループをいいます。)

(劣後特約)

(1) 本契約に基づく貸付の元利金の支払は、**借入人**につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

弁済期日以前において、**借入人**について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加うべき債権のうち、本契約に基づく債権および本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本項第3号を除き本条と同一の条件を付された債権は、本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、各中間配当、最後の配当および追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

② 会社更生の場合

弁済期日以前において、**借入人**について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

借入人について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本契約に基づく債権および本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本項第3号を除き本条と同一の条件を付された債権は、本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

弁済期日以前において、**借入人**について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。

(停止条件)

借入人について民事再生計画認可の決定が確定したときにおける民事再生計画に記載された債権のうち、本契約に基づく債権および本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本項第3号を除き本条と同一の条件を付された債権は、本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 日本法以外による倒産手続の場合

借入人について日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において第1項第1号ないし第3号に準じて行なわれる場合、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力は、その手続において本項第1号ないし第3号に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本契約に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生するものとする。

なお、**借入人**について破産手続が開始された場合、当該破産手続における**貸付人**の**借入人**に対する本契約に基づく元本及び利息の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の制限

本契約の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 上位債権者

本条において上位債権者とは、借入人に対し、本契約に基づく債権および本条第1項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本条第1項第3号を除き本条と同一の条件を付された債権は、本条第1項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く債権を有するすべての者をいう。

(4) 本契約に反する支払

本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力が、本条第1項第1号ないし第4号に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が貸付人に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、貸付人はその受領した元利金を直ちに借入人に対して返還するものとする。

(5) 相殺禁止

本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力が、本条第1項第1号ないし第4号に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(実質破綻時債務免除特約)

(1) 借入人について実質破綻事由が生じた場合、債務免除日において、借入人は本契約に基づく貸付の元利金（ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下、本条において同じ。）の支払義務を免除されるものとする。

なお、「実質破綻事由」とは、①内閣総理大臣が、借入人について、第二号措置または第三号措置（いずれも預金保険法（昭和46年法律第34号）（以下、「預金保険法」という。）において定義される意味を有するものとする。）を講ずる必要がある旨の認定（預金保険法において定義される意味を有するものとする。）を行った場合および②内閣総理大臣が、借入人について、特定第二号措置（預金保険法において定義される意味を有するものとする。）を講ずる必要がある旨の特定認定（預金保険法において定義される意味を有するものとする。）を行った場合をいう。

(2) 実質破綻事由が生じた場合、借入人はその旨および借入人が本条に従い本契約に基づく貸付の元利金の支払義務を免除されたことをすみやかに貸付人に通知する。

(3) 本契約に反する支払

実質破綻事由が生じた後、本契約に基づく貸付の元利金の全部または一部が貸付人に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、貸付人はその受領した元利金をただちに借入人に対して返還するものとする。

(4) 相殺禁止

実質破綻事由が生じた場合、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(無担保契約)

本債務は無担保とし、本契約締結日以降においても、形態の如何にかかわらず、本債務の弁済を担保するための担保権を設定することはできない。

(期限の利益喪失の禁止)

貸付人は本契約に基づく元利金の支払につき、借入人の期限の利益を喪失させることはできない。

『期限付劣後ローン契約条項概要』

(注記：以下において、**借入人**とは金銭消費貸借契約書上の債務者たる当社を、**貸出人**とは同契約書上の債権者をいいます。)

(期限の利益喪失の禁止)

貸出人は本契約に基づく元利金の支払につき、**借入人**の期限の利益を喪失させることはできない。

(劣後特約)

(1) 破産の場合

本契約に定められた元利金の弁済期限以前において、**借入人**について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本契約にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの。)に記載された配当に加うべき債権のうち、本契約にもとづく債権および本条第1項ないし第4項と実質的に同じ条件を付された債権(ただし、本条第3項を除き本条と同一の条件を付された債権を含む。)または本条第1項ないし第4項に実質的に劣後する条件を付された債権(**借入人**に対する永久劣後債権で、同債権において規定する劣後事由が生じている債権を含む。)を除くすべての債権が、各中間配当、最後の配当および追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

(2) 会社更生の場合

本契約に定められた元利金の弁済期限以前において、**借入人**について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本契約にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

借入人について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本契約にもとづく債権および本条第1項ないし第4項と実質的に同じ条件を付された債権(ただし、本条第3項を除き本条と同一の条件を付された債権を含む。)または本条第1項ないし第4項に実質的に劣後する条件を付された債権(**借入人**に対する永久劣後債権で、同債権において規定する劣後事由が生じている債権を含む。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(3) 民事再生の場合

本契約に定められた元利金の弁済期限以前において、**借入人**について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本契約にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。

(停止条件)

借入人について民事再生計画認可の決定が確定したときにおける民事再生計画に記載された債権のうち、本契約にもとづく債権および本条第1項ないし第4項と実質的に同じ条件を付された債権(ただし、本条第3項を除き本条と同一の条件を付された債権を含む。)または本条第1項ないし第4項に実質的に劣後する条件を付された債権(**借入人**に対する永久劣後債権で、同債権において規定する劣後事由が生じている債権を含む。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(4) 日本法以外による倒産手続の場合

借入人について日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本条第1項ないし第3項に準じて行われる場合、本契約にもとづく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本条第1項ないし第3項に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本契約にもとづく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生するものとする。

(5) 上位債権者に対する不利益変更の制限

本契約の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(6) 上位債権者

本条において上位債権者とは、借入人に対し、本契約および本条第1項ないし第4項と実質的に同じ条件を付された債権（ただし、本条第3項を除き本条と同一の条件を付された債権を含む。）または本条第1項ないし第4項に実質的に劣後する条件を付された債権（借入人に対する永久劣後債権で、同債権において規定する劣後事由が生じている債権を含む。）を除く債権を有するすべての者をいう。

(7) 本契約に反する支払

本契約にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本条第1項ないし第4項に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が貸出人に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、貸出人はその受領した元利金をただちに借入人に対して返還するものとする。

(8) 相殺禁止

本契約にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本条第1項ないし第4項に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本契約にもとづく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(9) 借入人について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本契約にもとづく元本および利息の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

(無担保契約)

本契約は無担保とし、本契約締結日以降においても、いかなる形態においてであれ、本契約に基づく債務の弁済を担保するための担保権を設定することはできない。